

リサイクルのゆくえ

プラスチック製容器包装や製品プラスチックは、以下の方法でリサイクルされます。

回収したプラスチック



中間処理施設にて選別・圧縮・梱包・保管



人の手によって選別されます

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会へ
引き渡し、再生樹脂などに再商品化

出典：日本容器包装リサイクル協会



再生樹脂

パレット

コークス



擬木柵

植木鉢

車止め

プラスチック製容器包装

製品プラスチック

資源化事業者の処理により、
以下のものに生まれ変わります

- 高炉原料化・コークス炉化学原料化・ガス化・油化
- 固形燃料(RPF)
- 発電(サーマルリサイクル)など

※汚れが付着しているものや異物が多いと、再資源化できないことがあります。

回収できないもの

- 軽くすすいでも臭いや汚れが落ちないもの
- 在宅医療などで使用したプラスチック製品
- ペットボトルはお近くのステーションにお出してください
- 金属部品や電池(モバイルバッテリーなど)が付いているプラスチック製品は**不燃ゴミ**へお出してください
- 刃物などが付いているプラスチック製品

※無理に取り外すなどするとケガのおそれがありますのでおやめください。



北区清掃事務所からのお知らせ

City of Kita

プラスチックのリサイクルに取り組みます!!



令和4年10月～滝野川地区先行実施
令和5年4月～王子・赤羽地区実施

北区では令和3(2021)年6月に「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。この宣言は2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ(カーボンニュートラル)を目指し、脱炭素社会への移行に全力で取り組む事を宣言したものです。

「今、自分たちにできること」のひとつとして、新たにプラスチックを【資源】として回収し、中間処理を経て再資源化を図ります。

区民の皆様のご協力をお願いします。



ホームページでも紹介しています

お問合せ先 ○王子・赤羽地区にお住まいの方 北区清掃事務所 03-3913-3141
○滝野川地区にお住まいの方 滝野川清掃庁舎 03-3800-9191

【資源】

プラスチック使用製品

ごみ集積所又は決められた場所へ
朝8:00までにお出してください

プラスチック製容器包装

※発泡トレイは拠点回収も行っています。ご協力をお願いします。

ボトル・キャップ類



●食用油・たれ・つゆ・乳酸飲料などの容器、洗剤・シャンプー・リンス・化粧品などの容器、プラスチック製のラベルやキャップなど

カップ・パック類



●カップ麺の容器・プリン、ゼリーなどのカップ・果物・ハムなどのパック、弁当・豆腐などの容器

ケース類



●日用品・薬・化粧品などのケース、プラスチック製のケース
※ケースなどの中台紙（紙製）は古紙回収へ

トレイ（皿型容器）類



●お惣菜・生鮮食品・お寿司などのトレイ※お菓子・海苔・冷凍食品などの仕切り

食料品や日用品の袋



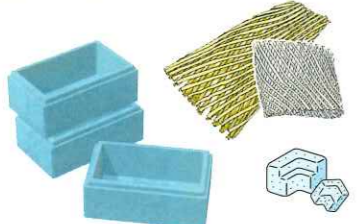
●パン・お菓子・インスタント食品の袋、生鮮食品・コンビニ弁当などのラップ・フィルム、レジ袋・衣料品や日用品などを包んでいたフィルム

チューブ類



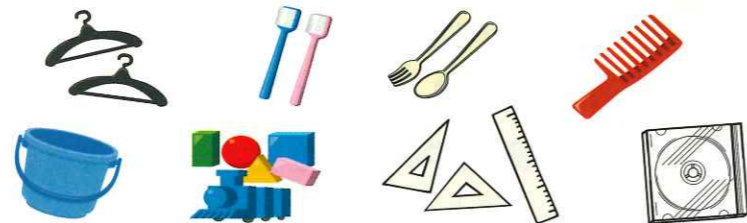
●マヨネーズ・ケチャップ・ワサビやからし・歯磨き粉・化粧品などのチューブ
※使い切ってから軽くすすいで出してください

発泡スチロールなど



●発泡スチロールやシート、果物・たまねぎなどのネット製品の緩衝材など

製品プラスチック



●定規・ちりとり・バケツ・ジョウロ、プラスチックのみのハンガー・歯ブラシ・コップ・タッパー・弁当箱、CDやDVDのケース

プラスチック使用製品の分別方法（見分け方）

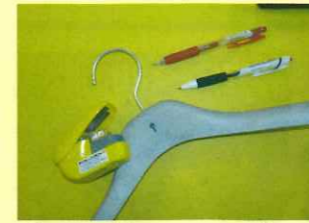
スタート

すべてプラスチック
できていますか？

はい

商品の中身・汚れが
付着していますか？

いいえ



金属の付いている物は
回収できません

いいえ

可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ
それぞれに分別して出してくだ
さい

はい

中身・汚れを取り除
きましたか？

はい



袋の指定はありません

いいえ

中身が残っている・
汚れを取り除けない
ものは**可燃ごみ**へ

プラスチック使用製品の出し方

中身を使い切る
（残さず食べる）



汚れていない物はそのま
まプラスチック回収袋に
入れる

汚れを取り除く



残り水で軽くすすぐか、汚
れをふき取る（少量の油が
付いていても大丈夫です）

回収用の袋に入れる

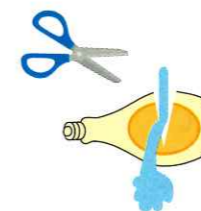


再資源化するためご協力ください

「ひと手間かけて」を合言葉に、できるかぎり
汚れを落としてリサイクルをお願いします。

マヨネーズや歯磨き粉な
どのチューブ容器は半分
に切るとすすぎやすくな
ります。

どうしても汚れを取り除
けないものは**可燃ごみ**と
して出してください。



分別作業の
妨げになるため
袋は二重にしない
てください。

※会社や店舗などの事業者（小規模事業者を除く）から出されるものは、対象となりません。

事業者自らの責任において適正に処理することが法律で義務付けられていますので、適正なリサイクルルートを確認してください。

※軽くすすぐなどしても汚れが落ちないものは**可燃ごみ**でお出してください。

※製品プラスチックの一辺の長さが30cmを超えるものは粗大ごみ（有料・申し込み制）になります。